

12月市議会定例会

平成30年度決算を認定 予算・一般議案37件を議決 議員提案による政策条例「川口市犯罪被害者等支援条例」を可決

令和元年第5回（12月）市議会定例会は、11月29日から12月24日までの26日間にわたり開かれました。今回、市長から提出された議案は、予算議案7件、条例議案などの一般議案30件の合計37件で、審議の結果、いずれも原案どおり可決・承認・同意されました。

なお、9月定例会で閉会中の継続審査となっていました平成30年度一般会計および各種特別会計ならびに水道事業・病院事業の両企業会計のそれぞれの決算は、いずれも認定されました。

補正予算議案

一般会計は、7千384万1千円の追加で、その主な内容は、次のとおりです。

- ・2020年東京オリンピック開催に伴う聖火リレーの県内の出発地点として青木町公園が予定されたことに伴い、老朽化している園路の改修や樹木剪定などを実施するための経費。
- ・通学路に面するブロック塀等の安全対策を促進させるため、施工業者との協力体制を構築し、ブロック塀等の所有者や町会、自治会への啓発活動などを実施するとともに、ブロック塀等の撤去および改

修に対し、補助金を交付するための経費。

- ・グリーンセンターの園内施設・設備やインフラなどの老朽化、地盤沈下などにより、著しく利用に支障が生じているつつじ山北側の園路などの整備工事を行うとともに、園内北側の斜面地周辺エリアに自然を生かした魅力ある遊具などを新たに配置するための経費として、複数年度に係る予算を設定するもの。

- ・台風第19号による被害に対し、早急に必要なとなる河川、公園および教育施設の復旧のための経費。

特別会計は、国民健康保険事業および小型自動車競争事業の2会計で、6億3千394万8千円が追加さ

れ、企業会計は、水道事業および下水道事業の2会計で、4億3千145万5千円が追加されました。

一般議案

主なものは次のとおりです。

条例議案

◆川口市自転車等の放置防止条例の一部を改正する条例

放置された自転車等の撤去に係る費用および自転車置場の登録手数料について、業務に要する経費が増加していることなどから、段階的に引き上げるもの。

◆川口市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準ならびにサテライト型住居の設置の基準について、中核市が条例で定めるものとされたことから、必要な事項を定めるもの。

◆川口市こども夜間救急診療所設置及び管理条例

夜間における子どもの急病に対し、応急的な診療を行うために、令和2年4月に新たな診療拠点を鳩ヶ谷庁舎地内（三ツ和1丁目14番地の3）に設置するにあたり、その名称を「川口市こども夜間救急診療所」とするほか、必要な事項を定めるもの。

・ ・ ・ ほか10件



市長ノ奥ノ報告と信所

財産の無償譲渡議案

- ◆財産の無償譲渡について
- ・旧川口市産業文化会館

財産の取得議案

- ◆財産の取得について
- ・新庁舎1期棟に関わる備品7件
- （カウンター、キャビネットなど）

専決処分承認議案

- ◆専決処分の承認について
- ・令和元年度川口市一般会計補正予算

公の施設の指定管理者の指定議案

- ◆公の施設の指定管理者の指定について
- ・川口市立戸塚児童センター

市道路線の認定・廃止議案

- ◆市道路線の認定について
- ・新郷第435―1号線
- ・鳩ヶ谷第122―1号線
- ◆市道路線の廃止について
- ・新郷第435号線
- ・鳩ヶ谷第9006号線

人事議案

- ◆人権擁護委員の候補者の推薦について
- 漆山 隆（再任）
- 河井 徹（新任）
- 備藤 泰充（新任）

議員提案

今定例会に議員提案として、条例1件、意見書1件の提出があり、審議の結果いずれも可決され、意見書については関係機関へ送付しました。

【条例】

◆川口市犯罪被害者等支援条例

市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、犯罪被害者等およびその支援における市民の関心を喚起するとともに、市において、犯罪被害者等が受けた被害の回復および軽減に必要とする施策を推進するために必要な事項を定めるもの。

【意見書】

◆子ども・子育て支援新制度における公定価格並びに介護報酬の是正を求める意見書

インターネットで本会議の様子がご覧いただけます。議会ホームページからアクセスを。



埼玉県議会からのお知らせ

県議会広報番組

「こんにちは県議会です」

テレビ埼玉にて放送中

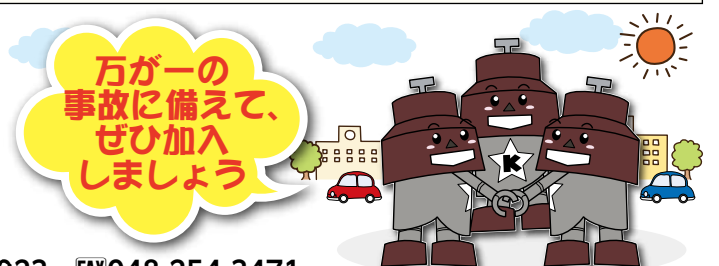
※詳細は県議会ホームページをご覧ください

2/3月~受付 令和2年度 交通・学童等災害共済

	交通災害共済	学童等災害共済
共済制度とは	市民の皆さんが会費を出し合って、交通事故にあった場合、見舞金を支給する制度	18歳未満のかたを対象に、会費を出し合って、生活全般の事故(交通事故や学校管理下の事故を除く)にあった場合、見舞金を支給する制度
加入できるかた	市内に居住し、住民基本台帳に登録されているかた	市内に居住し、住民基本台帳に登録されている18歳未満のかた
年会費	大人：500円 18歳未満：100円	100円
共済期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 (4月1日以降に加入した場合は、申込受付時から令和3年3月31日まで)	
対象となる事故	自動車、バイク、自転車など車両が関係した交通事故など(自転車の単独事故の場合も警察署に交通事故の届け出が必要です)	遊び中の事故、スポーツによる事故、そのほか生活全般にわたる事故(交通事故や学校管理下の事故を除く)
	※損害賠償や治療費を補てんする制度ではありません。	
見舞金	1等級150万円から8等級1万5千円まで、傷害の程度に応じて支給	1等級100万円から7等級1万5千円まで、傷害の程度に応じて支給(最低7日以上の治療実日数が必要)
加入方法	次のいずれかの場所で加入申込書に会費を添えてお申し込みください。 ①交通安全対策課(リリア3階)、支所、川口駅前行政センター、駅連絡室 ②加入申し込みの取りまとめを実施している町会・自治会 ③公民館での出張受付(下記の日程表を参照してください)	

※見舞金請求期限は事故発生日から1年以内です。
1年を超える治療の場合は期限前に必ずご相談ください。

公民館出張受付 9:30~11:00			
2月13日(木)	里公民館	19日(水)	領家公民館
14日(金)	上青木公民館	20日(木)	前川南公民館
18日(火)	芝富士公民館		



問い合わせ…交通安全対策課(リリア3階) ☎048-259-9023 FAX048-254-3471